

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第39号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則（平成26年静岡県規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(食事の提供等) 第11条 （略） 2（略） 3 前2項の規定により食事を提供する場合においては、次に掲げる要件を満たさなければならない。 (1)（略） (2) 栄養士による食事の内容に関する助言を受けられる体制が確保されていること。 (3)～(5)（略）	(食事の提供等) 第11条 （略） 2（略） 3 前2項の規定により食事を提供する場合においては、次に掲げる要件を満たさなければならない。 (1)（略） (2) <u>栄養士又は管理栄養士</u> による食事の内容に関する助言を受けられる体制が確保されていること。 (3)～(5)（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。